

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

2013年10月22日

## シリア・アラブ共和国から避難する人々の国際保護の必要性について 更新II

1. 本書は、UNHCRが2012年12月に発表した「シリア・アラブ共和国から避難する人々に関する国際保護について」更新I（仮訳）（原文：UNHCR, *Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update I*）<sup>1</sup>に優先するものである。

### 人道的状況および強制移動

2. 2012年12月のUNHCR「シリア・アラブ共和国から逃避する人々に関する国際保護について」を発表後、シリアにおける武力紛争は激化を続け<sup>2</sup>、大規模な人道上・保護上の危機につながっている。暴力の開始からの死者数は10万人を超えたとされる。<sup>3</sup>また、人口の3分の1にあたる680万人が人道支援を必要としており、その数は2012年3月の100万人から著しく増加した。<sup>4</sup>人道支援のニーズは、特にアレッポ・ダマスカス郊外・イドリブ・デリゾール・ハマ・ダラア・ラッカ・ラタキア・ダマスカスの行政区域でも増加が見られる。2013

---

<sup>1</sup> 国連難民高等弁務官事務所「シリア・アラブ共和国から逃避する人々に関する国際保護について」更新I（2012年12月）（原文：UN High Commissioner for Refugees, *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update I*, December 2012）<http://www.refworld.org/docid/50d457b12.html>

<sup>2</sup> ICRCは2012年7月、シリアの紛争は非国際武力紛争であると考えたとの結論を出した。それは敵対行為が起こっているすべての地域に国際人道法が適用されることを意味する。ICRC, *Syria: ICRC and Syrian Arab Red Crescent maintain aid effort amid increased fighting*, 17 July 2012, <http://www.icrc.org/eng/resources/documents/update/2012/syriaupdate-2012-07-17.htm>（シリア：ICRCおよびシリア・アラブ赤新月社、戦闘が増加する中で、援助努力を継続）を参照。

<sup>3</sup> 例えば、UN News Service, *Syria: Head of independent UN panel appeals to Member States to end relentless carnage*, 29 July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f7786559.html>（シリア：国連独立パネル、無慈悲な大虐殺を終焉させるよう加盟国に訴える）を参照。

<sup>4</sup> UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria Issue 34 / 10-23 September 2013*, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20No%2034.pdf>（シリア人道報告書第34号2013年9月10日～23日）を参照。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

年1月以降、ニーズはアレッポで3倍となり、ダマスカス郊外およびデリゾールでも倍増している。

3. 推定では、600万人以上の人々が国内で避難するか、地域内の諸国に避難した。2013年10月現在、210万人以上のシリア人がヨルダン・レバノン・トルコ・イラクといった周辺国やエジプトをはじめとする北アフリカ諸国において登録されるか、登録を待っている状態である。<sup>5</sup> さらに、2011年の騒乱・暴力開始から2013年8月までに（トルコ以外の）欧州諸国で5万3000件以上の庇護申請がシリア人によって提出されている。<sup>6</sup> シリア国内では2013年4月現在で推定425万人が避難しており、その多くが複数回にわたり避難している。また、その数はそれ以降著しく増加していることが複数の指標で示されている。<sup>7</sup> 食糧<sup>8</sup>・水<sup>9</sup>・住居<sup>10</sup>・医療<sup>11</sup>・教育<sup>12</sup>・食糧以外の物資<sup>13</sup>へのアクセスは、武

<sup>5</sup> 定期的に更新されるシリア人の登録数については、<http://data.unhcr.org/syrianrefugees>の Syria Regional Refugee Response Information Sharing Portal（シリア地域難民対応情報共有ポータル）を参照のこと。

<sup>6</sup> この数には、後発的事由による庇護申請も含まれる。UNHCRの統計（国家当局からUNHCRに提出されたデータに基づいて作成）に基づく。また、UN High Commissioner for Refugees, *Informal Meeting of the Justice and Home Affairs Council Vilnius*, 18 July 2013（司法・内務相理事会ヴィルニウス非公式会合）；Remarks by António Guterres United Nations High Commissioner for Refugees, 18 July 2013, <http://www.unhcr.org/51f117c39.html>（アントニオ・グテーレス国連難民高等弁務官の発言）も参照のこと。

<sup>7</sup> UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria, Issue 33 / 27 August – 9 September 2013*, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20Issue%20No%2033%20%281%29.pdf>（シリア人道報告書第33号2013年8月27日～9月9日）を参照。

<sup>8</sup> シリア国内では400万人が食糧援助を必要としていると報告されている。例えば、World Food Programme (WFP), *Four million Syrians are unable to produce or buy enough food*, 5 July 2013, <http://www.wfp.org/news/news-release/four-million-syrians-are-unableproduce-or-buy-enough-food>（400万人のシリア人が十分な食糧を生産・購入できない）を参照。WFPは、シリア全国において、食品価格の値上がり・インフレ上昇・着実な通貨切り下げが家族の購買能力を蝕み、基本的な食品へのアクセスを制限していると報告した。例えば、UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria Issue 34 / 10-23 September 2013*, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20No%2034.pdf>（シリア人道報告書第34号2013年9月10日～23日）を参照。2013年6月25日、WFPは、市場における食品の不足と値上がりに対処するために物乞いをする家族が益々増えていると報告した。WFPが行なったある調査の回答者中、9%が食糧のために物乞いをしたとしており、3月の4%から上昇した。回答者は、物乞いは生活状況悪化に対処するために残された唯一の選択肢であるとした。多くのシリア人は出費を減らすために低品質の食品に切り替えたとも報告されている。例えば、UN News Centre, *Syrians resort to begging, eating low quality foods – UN agency*, 25 June 2013, <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=45266>（国連機関、「シリアの人々は物乞いや低品質食品に頼っている」）を参照のこと。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

<sup>9</sup> 紛争の結果、給水インフラは多くの場所で深刻な被害を受け、伝染病の発生が報告されている。例えば、International Committee of the Red Cross (ICRC), *Millions of Syrians remain dependent on support for water and sanitation*, 9 July 2013,

<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/statement/2013/07-09-syria-sarc-icrc-jointstatement.htm> (シリアの何百万人もの人々が水・衛生を支援に頼る状況に置かれている)を参照。一人当たりの水の利用性は、停電、燃料不足、水道工事・保守の中断、そしてインフラへの被害の結果、危機発生前のレベルの3分の1にまで減少した。例えば、UNICEF, *Syria Crisis UNICEF Assessment Findings On The Situation in the Sectors of WASH, Education And Nutrition*, February 2013,

[http://www.unicef.org/appeals/files/UNICEF\\_Syria\\_Crisis\\_Assessment\\_Findings\\_Feb\\_2013.pdf](http://www.unicef.org/appeals/files/UNICEF_Syria_Crisis_Assessment_Findings_Feb_2013.pdf) (WASH・教育・栄養の状況に関するシリア危機のUNICEF評価結果)を参照。

<sup>10</sup> 「国連西アジア経済社会委員会 (ESCWA) によれば、推定 120 万軒の家屋が損害を受けるか破壊された。約 40 万軒の家屋が全壊し、30 万軒が半壊した。さらに、約 50 万軒の家屋がインフラに損害を受けた。損害・破壊の全体数は、2004 年の国勢調査に基づくシリアの全住宅の約 3 分の 1 にあたる。住宅への被害は、ホムス・ダマスカス・アレッポ・ダラア・デリゾールなどの紛争地域内で主にESCWAが非公式居住地と特定した場所(多くの場合には、貧しい人々が住んでいる場所を意味する)に集中している。」UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria, Issue 22 / 19 March – 8 April 2013, April 2013*,

[http://syria.humanitarianresponse.info/system/files/documents/files/Syria\\_Humanitarian\\_Bulletin\\_22\\_130408\\_EN.pdf](http://syria.humanitarianresponse.info/system/files/documents/files/Syria_Humanitarian_Bulletin_22_130408_EN.pdf) (シリア人道報告書第 22 号 2013 年 3 月 19 日～4 月 8 日)を参照。

<sup>11</sup> シリアの医療システムは紛争のために著しく混乱しており、公立病院の 60%、公立保健センターの 34%、公立救急車の 92%が影響を受けている。シリアの製薬工場の約 70%も影響を受けた。崩壊した医療インフラ、労働力の減少、基本的な医薬品・必需品・医療従事者の不足は、一次医療・二次医療の提供の深刻な妨げとなっている。保健医療施設および現地の薬局では、慢性疾患について継続的な治療を要する患者に医薬品を提供できないことが増えている。ワクチン接種計画の中断や公立シェルターの過密状態、水道・衛生システムに対する損害のために、感染症発生のリスクも増加している。例えば、UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria Issue 34 / 10-23 September 2013*, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20No%2034.pdf> (シリア人道報告書第 34 号 2013 年 9 月 10 日～23 日); World Health Organization, *Syrian Arab Republic, Jordan, Lebanon, Iraq - Situation Report Issue No. 15/5 – 20 June 2013*, June 2013, [http://www.who.int/hac/crises/syr/sitreps/syria\\_regional\\_sitrep\\_5\\_20june2013.pdf](http://www.who.int/hac/crises/syr/sitreps/syria_regional_sitrep_5_20june2013.pdf) (シリア・アラブ共和国、ヨルダン、レバノン、イラクー状況報告書第 15 号 2013 年 6 月 5 日～20 日)を参照のこと。2013 年 3 月、ICRCは、限られた医療へのアクセスおよび基本的な医療品供給の不足により、毎日何十人もシリアの人々が死亡していると警告した。ICRC, *Syria: Timely access to health-care services a matter of life or death*, 1 March 2013,

<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/update/2013/03-01-syria-health-care.htm> (シリア: 時宜を得た医療サービスへのアクセスが死活問題に)を参照。また、「医療に対する暴力」に関する詳細については、UN Human Rights Council, *Assault on medical care in Syria*, 13 September 2013, A/HRC/24/CRP.2, <http://www.refworld.org/docid/523c24704.html> (シリアにおける医療的ケアへの攻撃)も参照のこと。

<sup>12</sup> 2012 年の新学年の開始から、約 200 万人の 6 歳から 15 歳のシリアの子ども (1 学年から 9 学年までに登録した全児童の約 40%) が中退したと報告されている。さらに、シリア国内にある 2 万 2000 校の内、約 5 校に 1 校が被害を受けるか、国内避難民のためのシェルターとして使用されている。教育省によれば、2013 年 7 月現在、931 校が共同シェルターとして使用されており、また、3004 校が被害を受けるか、破壊された。例えば、UNICEF, *Syria*

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

力紛争の累積的な影響・インフラの破壊・基本的なサービスの途絶・生計手段の喪失により深刻な影響を受けている。国連機関は、国内外のパートナーとともに、シリア人道支援対応計画（改正版）<sup>14</sup>にしたがって人道支援活動をさらに拡大した。紛争の規模・性質・激しさ、官僚的障害および紛争のすべての当事者による国際人道法の遵守の欠如により、シリア国内で支援を必要とする人々への人道支援機関のアクセスは著しく制限されている。<sup>15</sup> 包囲された地域にいる人々について特に懸念されるが、そうした地域は実質上、基本的な供給から遮断され、人道支援機関の手がほとんど届かないとされている。<sup>16</sup>

#### 紛争および治安情勢

4. 武力を伴う敵対行為は着実に拡大し、シリア国内で紛争や紛争による大規模な人道危機の影響を受けていない地域は残っていない。前線地域は全体として比

---

*Crisis, Bi-Weekly Humanitarian Situation Report*, 25 July- 8 August 2013, [http://www.unicef.org/mena/MENA-UNICEF\\_Syria-SitRep\\_\(Syria\\_Jordan\\_Lebanon\\_Iraq\\_Turkey\)\\_-8\\_AUG\\_2013\(2\).pdf](http://www.unicef.org/mena/MENA-UNICEF_Syria-SitRep_(Syria_Jordan_Lebanon_Iraq_Turkey)_-8_AUG_2013(2).pdf) (シリア危機、人道状況隔週報告書) 2頁を参照。セーブ・ザ・チルドレンによれば、2012年に世界で発生した子どもの教育に影響を与える暴力的事件の70%以上はシリアで発生したものだ。例えば、Reuters, *Syria war imperils education of 2.5 million children: aid agency*, 11 July 2013,

<http://www.reuters.com/article/2013/07/11/us-syria-crisis-children-idUSBRE96A14G20130711> (援助機関、「シリアの戦争が250万人の子どもの教育を危うくしている」)を参照。

<sup>13</sup> こうした物資には、衛生キット・調理器具・寝具・衣服・衛生用品などの基本的な家財道具および冬の気候に備えるために必要な物資などのその他の必需品が含まれる。食糧以外の物資に対するニーズの評価については、シリア政府、国連システムおよびシリアで活動するその他の人道援助機関の連携により準備された *Syrian Arab Republic, Revised Syria Humanitarian Assistance Response Plan (SHARP), January - December 2013*, [http://syria.humanitarianresponse.info/system/files/documents/files/Revised\\_Syria\\_Humanitarian\\_Assistance\\_Response\\_Plan\\_Jan-Dec\\_2013\\_en.pdf](http://syria.humanitarianresponse.info/system/files/documents/files/Revised_Syria_Humanitarian_Assistance_Response_Plan_Jan-Dec_2013_en.pdf) (シリア人道援助対応計画 (SHARP) 改正版 2013年1月～12月) を参照。

<sup>14</sup> 同上書。

<sup>15</sup> 国際人道法の遵守の欠如については、例えば、UN Human Rights Council, *Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic*, 16 August 2013, A/HRC/24/46, <http://www.refworld.org/docid/52302c5c4.html> (シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書) の第IV章「敵対行為に関する違反 (Violations concerning the conduct of hostilities)」を参照。また、UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria, Issue 33 / 27 August - 9 September 2013*, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20Issue%20No%2033%20%281%29.pdf> (シリア人道報告書第33号 2013年8月27日～9月9日) ではアクセスにおける制約について多く言及されている。

<sup>16</sup> UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria Issue 34 / 10-23 September 2013*, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20No%2034.pdf> (シリア人道報告書第34号 2013年9月10日～23日) を参照。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

較的固定化しているとされ、親政府軍と武装反政府グループの間の支配権の変動には大規模な軍事的努力が伴う。そのことが、多数の犠牲者と公共インフラ・私有財産の大規模な破壊につながっている。<sup>17</sup> 武装反政府グループの事実上の支配下にある地域または武装反政府グループが存在する地域は政府軍による爆撃の対象とされ、これらの地域の住民に食糧や医療品が届くのを当局が妨げていると報告されている。<sup>18</sup>同様に、武装反政府グループは、政府が支配する地域を標的とし、包囲している。<sup>19</sup>

5. 報告によれば、政府側・反政府側ともに強硬論者が多数派を占めている。政府は支持派の軍および民兵への依存を益々強めているが、そうした戦力の多くは

---

<sup>17</sup> インターナショナル・クライシス・グループのPeter Harlingによれば、機運は「最終的には勝利できると両者が確信し得るほどに常に変動している。実際においては、両者ともに行き詰まり、軍事的に達成できることはほとんどない」。Associated Press, *Al-Qaeda Linked Syrian Rebels Attack Christian Village*, 5 September 2013, <http://www.breitbart.com/Big-Peace/2013/09/04/Syria-rebels-attack-regime-held-Christian-village> (アルカイダと関連したシリア反徒が市民の村を攻撃)を参照。また、Kenneth M. Pollack, Saban Center at Brookings, Middle East memo number 30, *Breaking the stalemate: the military dynamics of the Syrian civil war and options for limited U.S. intervention*, August 2013, [http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2013/08/09%20military%20syria%20civil%20war%20us%20intervention%20pollack/08\\_pollack\\_syria.pdf](http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2013/08/09%20military%20syria%20civil%20war%20us%20intervention%20pollack/08_pollack_syria.pdf) (膠着状態を破る：シリア内戦の軍事的力学と米国の限定的介入の選択肢)における「現在、両者の優位はおおよそ均衡しているため、戦闘は予想可能な（そして、予想された）膠着状態に陥っている」との分析も参照。さらに、The Guardian, *Syria in ruins: civilians suffer as military stalemate drags on. Ordinary people hope only for end to conflict as regime shells residential areas and democratic influence on rebels wanes*, 19 February 2013, <http://www.theguardian.com/world/2013/feb/19/syria-civilians-military-stalemate> (荒廃するシリア：軍事的膠着状態が続き、苦しむ市民。体制側が居住地域を砲撃し、反徒に対する民主的影響が弱まるにつれ、一般の人々は紛争の終結だけを望んでいる)も参照。

<sup>18</sup> 例えば、UN Human Rights Council, *Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic*, 16 August 2013, A/HRC/24/46, <http://www.refworld.org/docid/52302c5c4.html> (シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書)第171段落～186段落; The Los Angeles Times, *Siege of Syrian capital's districts, suburbs cuts off food, medicine*, 25 August 2013, <http://www.latimes.com/world/middleeast/la-fg-syria-siege-20130826,0,262231.story> (シリア首都の地区・郊外の包囲が食糧、医療を遮断)を参照。

<sup>19</sup> UN Human Rights Council, *Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic*, 16 August 2013, A/HRC/24/46, <http://www.refworld.org/docid/52302c5c4.html> (シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書)第187～190段落を参照。また、The New York Times, *Tightening Siege by Syrian Rebels Stirs Anger*, 10 July 2013, <http://www.nytimes.com/2013/07/11/world/middleeast/tightening-siege-by-syrian-rebels-stirsanger.html? r=0> (シリア反徒による包囲攻撃の激化が怒りを煽る)も参照。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

少数派コミュニティから得たものである。<sup>20</sup> 他方、武装反政府グループでは、様々なイスラム教過激派集団が多数派を占める傾向が強まっている。<sup>21</sup> 少なくとも 1200 の異なる武装反政府グループが活動しているとされるが、武装反政府グループは分裂しており、統一された命令系統および共通の展望を持たない。<sup>22</sup> 反政府グループ間の局地的な紛争（イスラム主義グループとクルド武装グループの間の紛争を含む）の発生により、状況はさらに複雑化している。<sup>23</sup> 政治的敵対勢力も深く分裂していると報告されている。<sup>24</sup> 外部アクターの活動<sup>25</sup>、宗派間<sup>26</sup>および民族間<sup>27</sup>の分裂の増加、化学兵器の使用（市民に対する使

---

<sup>20</sup> 例えば、以下の報告書に含まれる分析を参照のこと。Institute for the Study of War (ISW), Joseph Holliday, Middle East Security Report 8, *The Assad regime. From counterinsurgency to civil war*, March 2013, <http://www.understandingwar.org/sites/default/files/TheAssadRegime-web.pdf> (アサド政権。暴動対策から内戦へ)。

<sup>21</sup> 例えば、The Long War Journal, *Islamists dominate Syrian insurgency*, 16 September 2013, [http://www.longwarjournal.org/threat-matrix/archives/2013/09/the\\_growing\\_role\\_jihadists\\_in.php](http://www.longwarjournal.org/threat-matrix/archives/2013/09/the_growing_role_jihadists_in.php) (イスラム教主義者がシリアの暴動を支配); The Telegraph, *Syria: nearly half rebel fighters are jihadists or hardline Islamists, says IHS Jane's report*, 15 September 2013, <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/middleeast/syria/10311007/Syria-nearly-half-rebel-fighters-are-jihadists-or-hardline-Islamists-says-IHS-Janes-report.html> (シリア: 「反徒戦闘員の約半数が聖戦実行者または強硬派イスラム教主義者」IHSジェーンズ報告書) を参照。

<sup>22</sup> 米国国防情報局副長官David Sheddによれば、少なくとも 1200 の反徒の派閥がシリア国内で特定されている。Elise Labott, CNN, *Official: Al Qaeda-affiliated groups gaining strength in Syria*, 21 July 2013, <http://security.blogs.cnn.com/2013/07/21/official-al-qaeda-affiliated-groups-gaining-strength-in-syria/> (アルカイダ関連グループ、シリアで勢力を増す) を参照。また、The New York times, *Syrian Rebel Infighting Undermines Anti-Assad Effort*, 12 July 2013, <http://www.nytimes.com/2013/07/13/world/middleeast/syrianrebel-infighting-undermines-anti-assad-effort.html?pagewanted=all> (シリア反徒の内紛が、反アサドの努力を損なう) も参照のこと。

<sup>23</sup> 例えば、Wall street Journal, *Rebel-on-Rebel Violence Seizes Syria*, 18 September 2013, <http://online.wsj.com/article/SB10001424127887324807704579082924138453120.html> (反徒間の暴力がシリアを襲う); Oxford Analytica, *Syria's multiplying conflicts set to prolong stalemate*, 7 August 2013, <https://www.oxan.com/display.aspx?ItemID=DB185075> (シリアの増殖する紛争、長期の膠着状態に向かう) を参照。

<sup>24</sup> 例えば、the Economist, *Syria's political opposition. Disarray. The opposition is as divided as ever*, 1 June 2013, <http://www.economist.com/news/middle-east-and-africa/21578721-opposition-divided-ever-disarray> (シリアの政治的敵対勢力。混乱。反対派は相変わらず分裂している) を参照。

<sup>25</sup> シリアにおけるヒズボラの関与については、例えば、Foreign Affairs, Mona Yacoubian, *Hezbollah's Gamble in Syria. The Dangerous Calculation Behind the Group's Decision to Back Assad*, 2 June 2013, <http://www.foreignaffairs.com/articles/136626/mona-yacoubian/hezbollahs-gamble-in-syria> (シリアにおけるヒズボラの賭け事。アサド支援の決定の背後にある危険な計算) を参照。イラク・トルコ出身のクルド民族組織の関与については、例えば、The New York Times, *Kurdish Struggle Blurs Syria's Battle Lines*, 1 August 2013, <http://www.nytimes.com/2013/08/02/world/middleeast/syria.html?pagewanted=all> (クルド民族の

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

---

闘争がシリアの戦線を不透明に) を参照。シリアにおける外国のイスラム教主義者およびサラフィスト戦闘員の関与については、例えば、*The New York Times*, *As Foreign Fighters Flood Syria, Fears of a New Extremist Haven*, 8 August 2013, <http://www.nytimes.com/2013/08/09/world/middleeast/as-foreign-fighters-flood-syria-fears-of-a-new-extremisthaven.html?pagewanted=all> (外国人戦闘員のシリア殺到で、新たな過激派の温床となるおそれ) を参照。さらに、多数の国が何らかの方法でシリア紛争に関与していると報告されているが、そのほとんどは武器・財政手段の供与またはその他により関与している。

<sup>26</sup> シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会は、シリアにおける紛争は派閥間の紛争としての性質が高まっていると報告している。同報告書は、<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx> で入手可能。また、*Foreign Affairs*, *Is this the most disgusting atrocity filmed in the Syrian civil war?*, 13 May 2013,

<http://www.hrw.org/news/2013/05/13/most-disgustingatrocity-filmed-syrian-civil-war> (これは、シリア内戦で撮影された最も醜い残虐行為なのか) も参照のこと。例えば、ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、2013年8月に武装反政府グループがラタキア地方のアラウィ派市民に対して行なったとされる虐待の一部は「明らかな派閥的動機を持っていた」。Human Rights Watch, *"You Can Still See Their Blood" - Executions, Indiscriminate Shootings, and Hostage Taking by Opposition Forces in Latakia Countryside*, 11 October 2013, ISBN: 978-1-62313-0640, <http://www.refworld.org/docid/5257b1e04.html> (「まだ彼らの血が残っている」—ラタキア地方における反政府軍による処刑、無差別銃撃および人質行為) 2頁を参照。

<sup>27</sup> シリアで最大の少数民族であるクルド民族は、2011年初頭の時点において、シリア政府に対する反乱への反応において分裂していた。多くのクルド民族の若者が早い段階で抗議活動に参加した一方で、クルド政党の大半は傍観しようとした。2012年中頃から、シリア政府軍はクルド民族が居住する多くの地域を放棄し、主に民主連合党 (Democratic Union Party / PYD) および武装した人民保護部隊 (Popular Protection Units / YPG) を中心としたクルド勢力がアレッポおよびハサケ行政区域のほとんどのクルド民族の町や近隣地域を支配するようになった。このことは、シリア北部・東北部におけるクルド民族の自己統治と長きに渡り抑圧されてきた文化的権利の再主張につながった。2013年現在、YPGと反政府グループ (アルカイダと関連したグループを含む) との緊張が民族混合地域で高まっており、イラク・クルディスタン地方へのクルド民族を中心とした大量流出を煽っている。戦闘員および市民の両方を対象とした「報復的な」誘拐の報告が複数存在する。例えば、UN Human Rights Council, *Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic*, 16 August 2013, A/HRC/24/46, <http://www.refworld.org/docid/52302c5c4.html> (シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書) 第62段落; *Foreign Policy*, *The Civil War Within Syria's Civil War*, 28 August 2013, [http://www.foreignpolicy.com/articles/2013/08/28/the\\_civil\\_war\\_within\\_syria\\_s\\_civil\\_war\\_kurdish\\_fighters](http://www.foreignpolicy.com/articles/2013/08/28/the_civil_war_within_syria_s_civil_war_kurdish_fighters) (シリア内戦の中の内戦); *The New York Times*, *Kurdish Struggle Blurs Syria's Battle Lines*, 1 August 2013, [http://www.nytimes.com/2013/08/02/world/middleeast/syria.html?pagewanted=all&\\_r=0](http://www.nytimes.com/2013/08/02/world/middleeast/syria.html?pagewanted=all&_r=0) (クルド民族の闘争がシリアの戦線を不透明に) を参照。また、International Crisis Group (ICG), *A Struggle Within a Struggle, Middle East Report No. 136*, 22 January 2013, <http://www.crisisgroup.org/~media/Files/Middle%20East%20North%20Africa/Iraq%20Syria%20Lebanon/Syria/136-syrias-kurds-astruggle-within-a-struggle> (闘争の中の闘争: 中東報告書第136号) も参照。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

用を含む)<sup>28</sup>など、紛争に影響を与える悪化力学に対する懸念も増大している。概して、状況は膠着状態に陥り、紛争のどちらの当事者も決定的な軍事的優位を得ていない。また、国際的な努力の継続の甲斐もなく、即時の政治的解決の見込みはないように思われる。

#### 紛争の影響およびシリア国内における市民に対する暴力

6. 国連、人権団体およびメディアは、シリア国内で継続している暴力および殺害について報告を続けている。<sup>29</sup>報告によれば、紛争は市民の保護の軽視を特徴としており、紛争の当事者は繰り返し国際人道法に違反し、その他の深刻な人権侵害・虐待を行なっている。そうした人権侵害・虐待には恣意的逮捕、拷問・その他の形態の不当な取扱い、強制失踪、誘拐、即決・超法規的殺害、強制移動および市民に対する重火器や使用が禁止される兵器の使用が含まれるが、それに限られるものではない。独立国際調査委員会は、人道に対する罪・戦争犯罪・人権侵害<sup>30</sup>が犯され、加害者が広範に渡る免責を受けている<sup>31</sup>とする複数の報告書を発表している。最近、犯罪・虐待の急増がシリア北部全域で報告されているが、過激派武装反政府グループと外国人戦闘員によるものとされている。<sup>32</sup>

---

<sup>28</sup> UN Secretary-General (UNSG), *Report on the Alleged Use of Chemical Weapons in the Ghouta Area of Damascus on 21 August 2013 - Note by the Secretary-General*, 16 September 2013, <http://www.refworld.org/docid/523993b54.html> (2013年8月21日のダマスカスのGhouta地区における化学兵器の使用疑惑に関する報告書—事務総長による覚書)を参照。

<sup>29</sup> 例えば、UN News Service, *Syria: Head of independent UN panel appeals to Member States to end relentless carnage*, 29 July 2013, <http://www.refworld.org/docid/51f7786559.html> (シリア：国連独立パネル、無慈悲な大虐殺を終焉させるよう加盟国に訴える)を参照。

<sup>30</sup> See UN Human Rights Council, *Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic*, 16 August 2013, A/HRC/24/46, <http://www.refworld.org/docid/52302c5c4.html> (シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書)の要約1頁および報告書全体の詳細を参照。また、Human Rights Watch, *"You Can Still See Their Blood" - Executions, Indiscriminate Shootings, and Hostage Taking by Opposition Forces in Latakia Countryside*, 11 October 2013, ISBN: 978-1-62313-064-0, <http://www.refworld.org/docid/5257b1e04.html> (「まだ彼らの血が残っている」—ラタキア地方における反政府軍による処刑、無差別銃撃および人質行為)6頁、62頁を参照。

<sup>31</sup> <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx> で入手可能なシリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書を参照。

<sup>32</sup> UN News Service, *Most Syrians killed in unlawful conventional attacks, UN human rights panel says*, 16 September 2013, <http://www.refworld.org/docid/523821674.html> (国連人権パネル、「シリアのほとんどの人々は違法な通常攻撃で死亡している」)を参照。



UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

7. 子どもは、紛争によって最も影響を受けた人々に含まれる。<sup>33</sup>シリアでは、300万人以上の子どもが人道支援を必要としている。これらの子どもの約80% (250万人以上) は4歳から18歳であり、約半数(160万人)が移動している。<sup>34</sup>200万人近くの子どもの移動または暴力のために学校を辞めている。<sup>35</sup>地域内の難民中、2人に1人が18歳未満である。<sup>36</sup>多数の子どもがシリアにおける衝撃的な出来事を目撃または経験している。<sup>37</sup>シリアにおける紛争の影響を受けた多くの子どもは、児童労働・成人家族からの分離・若年結婚の対象となるか、その対象となる可能性がある。さらに、性的搾取および人身取引の可能性も子どもに特有なリスクとして特定されている。<sup>38</sup>すべての当事者による若者の徴集(敵対行為への直接参加を目的とするものも含む)の増加が報告され、深刻な懸念となっている。<sup>39</sup>

---

<sup>33</sup> 「相当数の子どもが爆撃および戦闘によって死亡または重傷を負っている。また、その他にも何千人もの子どもが家族の殺害・負傷を目撃したり、政府軍による自宅・学校・病院の爆撃・ミサイル攻撃・空爆・砲撃を経験したりしており、深刻な精神的苦痛につながっている。学校付近を含む文民地区における自動車爆弾などの武装反政府グループによるテロ戦術の使用およびそのような武装グループへの子どもの関与は、報告期間中、著しく増加した。」UN General Assembly, *Children and armed conflict: report of the Secretary-General*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (子どもと武力紛争：事務総長報告書) 第150段落。

<sup>34</sup> 追加情報については、[www.childrenofsyria.info](http://www.childrenofsyria.info)を参照。

<sup>35</sup> UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria Issue 34 / 10-23 September 2013*, <http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syria%20Humanitarian%20Bulletin%20No%2034.pdf> (シリア人道報告書第34号2013年9月10日～23日)を参照。

<sup>36</sup> UN High Commissioner for Refugees and UNICEF, Joint Press Release, *A million refugee children mark shameful milestone in Syria crisis*, 23 August 2013, <http://www.unhcr.org/521628cf9.html> (難民児童が100万人に達し、シリア危機における恥ずべき節目となる)を参照。

<sup>37</sup> 「子どもはシリアで支援を必要とする人々の約半数を占め、紛争の負担を負い続けている。OHCHRによると、2011年3月から2013年4月の間に殺害された推定9万3000人の死者数の内、10歳未満の1700人を含む少なくとも6500人が未成年者である。子どもは、負傷し、拘禁・拷問・処刑を受け、残虐行為を目撃・実行するよう強要されている。多くの子どもが武装戦闘員として徴集されており、シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会は2011年3月以降、86名の児童戦闘員が敵対行為で死亡したと報告している。」UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Humanitarian Bulletin Syria Issue 30 / 16 – 29 July 2013*, July 2013, [http://syria.humanitarianresponse.info/system/files/documents/files/Syria\\_Humanitarian\\_Bulletin\\_Issue\\_No\\_30\\_130729\\_en.pdf](http://syria.humanitarianresponse.info/system/files/documents/files/Syria_Humanitarian_Bulletin_Issue_No_30_130729_en.pdf) (シリア人道報告書第30号2013年7月16日～29日)を参照。

<sup>38</sup> UN High Commissioner for Refugees and UNICEF, Joint Press Release, *A million refugee children mark shameful milestone in Syria crisis*, 23 August 2013, <http://www.unhcr.org/521628cf9.html> (難民児童が100万人に達し、シリア危機における恥ずべき節目となる)を参照。

<sup>39</sup> UN Human Rights Council, *Report of the independent international commission of inquiry on the*

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

8. 報告の遅れや過小報告によりその規模の判断は困難となっているが、**性およびジェンダーにもとづく暴力**が紛争の特徴の一つとして報告されている。<sup>40</sup> 強姦のおそれから家族が避難する動機となっているとされる。強姦およびその他の形態の性暴力は男性・女性・子どもに影響を与えていると報告されており、その大部分は拘禁施設内、家宅捜査中、武力侵略および検問所で発生している。強姦の脅迫が自白を強要するための手段として使用されていることが報告により示されている。<sup>41</sup>
9. **パレスチナ難民**を受け入れているほぼ全ての地域が紛争による直接の影響を受けているため、シリアにおけるパレスチナ難民の保護および人道的状況は過去数ヶ月でさらに悪化した。UNRWAは、紛争激化前にシリア国内にいたことが確認されていた 52 万 5000 人のパレスチナ難民の内、42 万人が人道支援を必要としていると推定している。UNRWAの推定では、登録されたパレスチナ難民の 50%以上がシリア国内の他の地域または周辺諸国に避難しており、<sup>42</sup>

---

Syrian Arab Republic, 16 August 2013, A/HRC/24/46, <http://www.refworld.org/docid/52302c5c4.html> (シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書) 第 103 段落、108 段落および 110 段落を参照。また、Washington Post, *As Syrian rebels' losses mount, teenagers begin filling ranks*, 25 August 2013, [http://www.washingtonpost.com/world/middle\\_east/assirian-rebels-losses-mount-teenagers-begin-filling-ranks/2013/08/24/2bdbdfea-0a8f-11e3-9941-6711ed662e71\\_story.html?wprss=rss\\_homepage&id=pp\\_widget](http://www.washingtonpost.com/world/middle_east/assirian-rebels-losses-mount-teenagers-begin-filling-ranks/2013/08/24/2bdbdfea-0a8f-11e3-9941-6711ed662e71_story.html?wprss=rss_homepage&id=pp_widget) (シリア反徒の犠牲者が増える中、十代の若者が地位を占め始める); UN General Assembly, *Children and armed conflict: report of the Secretary-General*, 15 May 2013, A/67/845-S/2013/245, <http://www.refworld.org/docid/51b9864e4.html> (子どもと武力紛争：事務総長報告書) も参照。

<sup>40</sup> 例えば、UN Human Rights Council, *Report of the independent international commission of inquiry on the Syrian Arab Republic*, 16 August 2013, A/HRC/24/46, <http://www.refworld.org/docid/52302c5c4.html> (シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書) 第 95 段落を参照のこと。

<sup>41</sup> <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/IICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx> で入手可能なシリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書を参照。

<sup>42</sup> 約 23 万 5000 人のパレスチナ難民がシリア国内で避難したと報告されており、20 万人以上がダマスカス、約 6600 人がアレッポ、4500 人がラタキア、3050 人がハマ、6450 人がホムス、1 万 3100 人がダラアで避難している。シリア出身のパレスチナ難民 9105 人がヨルダン国内での支援のためにUNRWAに登録され、4 万 5000 人がレバノンで登録された。UNRWAはエジプトで 6000 人、リビアで 1100 人、ガザで 1000 人のシリア出身のパレスチナ難民の報告を追跡しており、UNHCRは最大 1000 人のパレスチナ難民がマレーシア、タイおよびインドネシアに逃れたと報告している。UNRWA, *Syria Crisis Response Update, Issue 60*, 30 September 2013 [http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syriacrisis\\_situationupdate%28issueno60%29.pdf](http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Syriacrisis_situationupdate%28issueno60%29.pdf) (シリア危機対応更新情報第 60 号) を参照。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

少なくとも4万4000軒のパレスチナ難民の住居が紛争による被害を受けた。<sup>43</sup> 他の少数派と同様、パレスチナ人が紛争に巻き込まれ、紛争のいずれかの当事者を支援しているまたは支援していると見られているとの報告も存在する。<sup>44</sup>

10. シリアで安全を求めた**他の国籍の難民**（多くのイラク人を含む）は、拡大家族および部族・コミュニティのネットワークに頼ることができないため、紛争の結果、非常に脆弱な立場に置かれている。多くの場合、紛争の当事者のいずれかと関係していると見なされることで、その脆弱性は悪化する可能性がある。失業および生計手段の喪失の結果、多くの者が資金を使い果たしている。<sup>45</sup> 2012年7月から2013年8月の間、約7800人の登録イラク難民が自発的にシリアから出国した。その内、イラクに帰国した者の数は不明である。さらに、1700人以上の登録イラク難民がUNHCRの援助を受け、シリアからイラクに帰還することを選択した。<sup>46</sup> 他方、イラクで暴力レベルの上昇が報告される中<sup>47</sup>、ほぼ同じ期間中に相当数のイラク人がシリアに入国したと報告されている。<sup>48</sup> UNHCRのマンデート（任務）に基づきシリアで難民と認定された難民が紛争の結果、出身国または常居所のある国以外の国に移動した場合、それらの者がUNHCRのマンデートに基づき難民認定されたという事実は、各国の庇護手続きにおいて相当な重要性を与えられるべきである。<sup>49</sup>

---

<sup>43</sup> United Nations relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Middle East (UNRWA), *Syria crisis situation update (Issue 55)*, *Weekly Syria Crisis Report*, 22 July 2013, <http://www.unrwa.org/etemplate.php?id=1832>（シリア危機状況に関する更新情報（第55号）、シリア危機週間報告）を参照。

<sup>44</sup> Integrated Regional Information Networks (IRIN), *Syria: Palestinians being drawn into the fight*, 14 August 2012, <http://www.refworld.org/docid/5031ae66c.html>（シリア：戦闘に引き込まれるパレスチナの人々）を参照。

<sup>45</sup> UNHCRは第三国難民および庇護希望者数を含む詳細は入手している。シリアにおけるイラク難民の状況については、The Washington Post, *Iraqi refugees in Syria feel new strains of war*, 10 April 2013, [http://articles.washingtonpost.com/2013-04-10/world/38415037\\_1\\_syria-refugees-damascus](http://articles.washingtonpost.com/2013-04-10/world/38415037_1_syria-refugees-damascus)（シリアのイラク難民、新たな戦争の重圧を感じる）を参照。

<sup>46</sup> UNHCRは統計を入手している。

<sup>47</sup> 例えば、Associated Press, *Iraq sees highest monthly death toll in 5 years*, 1 August 2013, <http://bigstory.ap.org/article/un-says-over-1000-people-killed-iraq-july>（イラク、5年間で最高の死亡者数を記録）を参照。

<sup>48</sup> 例えば、The Washington Post, *Iraqi refugees in Syria feel new strains of war*, 10 April 2013, [http://articles.washingtonpost.com/2013-04-10/world/38415037\\_1\\_syria-refugees-damascus](http://articles.washingtonpost.com/2013-04-10/world/38415037_1_syria-refugees-damascus)（シリアのイラク難民、新たな戦争の重圧を感じる）を参照。

<sup>49</sup> UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *MM (Iran) v. Secretary of State for the Home Department - Written Submission on Behalf of the United Nations High Commissioner for Refugees*, 3 August 2010, C5/2009/2479, <http://www.refworld.org/docid/4c6aa7db2.html>（MM（イラン）対

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

#### 領域へのアクセスおよび逃避の難民としての性質

11. UNHCRは、シリアからの市民の逃避を難民の移動と見なす。シリア人およびシリアに常居所を有していたパレスチナ難民は、シリアにおける安全・人権状況が改善し、安全で尊厳ある自主帰還のための条件が満たされる時まで国際保護を必要とする。UNHCRは、受入れ社会・インフラ・サービスへの重圧にもかかわらず、地域の国々がシリアから逃避する多数の人々に与える歓待に感謝する。シリアから逃れようとする人々が国境に到達するためにシリア国内で直面しているとされる障害について懸念されるが、それに加え、受入国が益々厳しい入国要件を課していることへの懸念が高まっている。<sup>50</sup> UNHCRは引き続き、すべての国に対して、難民としての国際保護を必要とするシリアから逃れる人々（パレスチナ難民およびシリアに常居所を有するその他の者を含む）が、庇護を求め、領域に入ることを許可されることを確保するよう勧奨する。シリアを逃れた人々の入国・入国許可は、その者が適切な文書を持たずに入国しようとしたことやその他の不正規の方法で入国しようとしたことにかかわらず、保護に配慮した方法で扱われる必要がある。シリアを逃れた人々が国際保護を求めて国際水域を越えた場合、安全な場所、つまり、物理的に安全で、基本的なニーズを満たすことができ、送還の危険のない場所に上陸を許可されるべきである。<sup>51</sup> UNHCRは、すべての国に対して、シリア市民が送還から保護され、国際保護を付与されることを確保するよう求める。国際保護の形態は基本的人権を保障するものである一方で、受入国の手続きおよび受入れのキャパシティにより異なり得る。UNHCRや各受入国政府に接触した国際保護を必要とするシリア人およびシリアに常居所を有する者は、国際保護を求める者として既に登録されるか、登録中の状態にある。

---

内務大臣事件－国連難民高等弁務官を代表した書面提出）を参照。

<sup>50</sup> United Nations High Commissioner for Refugees, *UNHCR and WFP chiefs visit Iraq, express gratitude for hosting thousands of Syrian refugees*, 27 August 2013, <http://www.unhcr.org/521cd48a9.html> (UNHCRおよびWFP代表がイラクを訪問、数千人のシリア難民の受入れに感謝を表明) ; UN High Commissioner for Refugees, *UNHCR chief urges states to maintain open access for fleeing Syrians*, 16 July 2013, <http://www.unhcr.org/51e55cf96.html> (UNHCR代表、避難するシリア人の自由なアクセスを維持するよう各国に勧奨) を参照。

<sup>51</sup> UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *Submission by the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees in the Case of Hirsi and Others v. Italy*, 29 March 2011, Application no. 27765/09, <http://www.refworld.org/docid/4d92d2c22.html> (Hirsi他対イタリア事件における国連難民高等弁務官事務所による提出) を参照。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

12. UNHCRは、紛争が地域に波及するリスクを軽減し、シリア周辺国の不安定化を防ぐために直ちに措置をとらなくてはならないと絶えず警告してきた。このことには、とりわけ、受入れ社会のインフラが支えられ、負担が軽減されるよう受入れ社会に支援を行なうことに開発アクターが積極的に関与することが含まれる。さらに、周辺国および地域諸国の多大な保護・援助努力を支えるために、強固で時宜を得た国際的連帯措置（下記第 21 段落および第 22 段落を参照）が要求される。<sup>52</sup>

### 庇護の非軍事的で人道的な性質

13. シリアに広がる武力紛争の状況に鑑みて、シリアを出国し、周辺国で国際保護を求める者の中に、敵対行為に参加した者、つまり、戦闘員<sup>53</sup>や武装要員<sup>54</sup>がいる可能性がある。UNHCRは現状における課題を認識しているが、それでも、庇護の人道的、非軍事的性質を維持し、シリアからの到着者の中で戦闘員および武装要員を特定し、戦闘員／武装要員を分けて宿泊させるためにあらゆる努力をするよう関連政府に要請する。戦闘員または武装要員であると特定された個人（軍または武装グループと関係した子どもを含む）は、適用可能な国際法

---

<sup>52</sup> 例えば、United Nations High Commissioner for Refugees, *UNHCR and WFP chiefs visit Iraq, express gratitude for hosting thousands of Syrian refugees*, 27 August 2013, <http://www.unhcr.org/521cd48a9.html> (UNHCRおよびWFP代表がイラクを訪問、数千人のシリア難民の受入れに感謝を表明) ; UN High Commissioner for Refugees, *UNHCR chief urges states to maintain open access for fleeing Syrians*, 16 July 2013, <http://www.unhcr.org/51e55cf96.html> (UNHCR代表、避難するシリア人の自由なアクセスを維持するよう各国に勧奨) を参照。

<sup>53</sup> UNHCRは「戦闘員 (combatants)」の用語を国際人道法における特有な戦闘員の意味より広義に使用しており、その用語を「男性・女性を問わず、正規軍または不正規武装グループのあらゆる構成員、軍事活動および敵対行為に積極的に参加している者、軍事要員を徴集または訓練するための活動を行なった者、正規・不正規を問わず武装組織において指令または意思決定をする地位を占めている者で、受入国にいる者」に適用していることに留意すること。UN High Commissioner for Refugees, *Operational Guidelines on Maintaining the Civilian and Humanitarian Character of Asylum*, September 2006, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/452b9bca2.html> (庇護の非軍事的、人道的性質の保持に関するオペレーショナル・ガイドライン) 17 頁を参照。

<sup>54</sup> 「武装要員 (armed elements)」の用語は、武器を携帯するすべての個人を意味し、戦闘員または文民であり得る。自衛目的またはあらゆる軍事活動と関連した理由でたまたま武器を携帯していた市民を含むことを意図している。すべての武装要員は受入国への入国に際し武装解除される必要があるが、戦闘員のみが隔離・抑留される必要がある。UN High Commissioner for Refugees, *Operational Guidelines on Maintaining the Civilian and Humanitarian Character of Asylum*, September 2006 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/452b9bca2.html> (庇護の非軍事的、人道的性質の保持に関するオペレーショナル・ガイドライン) 17 頁を参照。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

の既存の基準にしたがって処遇される必要がある。<sup>55</sup>

#### 個別の庇護申請の評価

- シリアを逃れるシリア人およびその他の者の大半は地域内に留まっているが、さらに離れた国に到着し、国際保護の申請をする個人の数が増加している。これらの申請は、公平で効率的な手続きにより評価される必要がある。UNHCRは、国際保護を求めるほとんどのシリア人は、条約上の根拠の一つと連関した迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、難民の地位に関する1951年条約の第1条A(2)に含まれる難民の定義の要件を満たす可能性が高いと考える。<sup>56</sup> シリアを逃れた多くの市民にとって、1951年

---

<sup>55</sup> 国際人権法および国際人道法を含む。一般に、軍または武装グループと関係する子どもは抑留されるべきではないが、15歳以上の子どもについては紛争に関連した理由による例外が適用され得る。そのような場合は、抑留された子どもは国際人道法および人権法が規定する特別な保障による利益を受けるべきである。UN High Commissioner for Refugees, *Operational Guidelines on Maintaining the Civilian and Humanitarian Character of Asylum*, September 2006, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/452b9bca2.html> (庇護の非軍事的、人道的性質の保持に関するオペレーショナル・ガイドライン) を参照。

<sup>56</sup> 一部の人はその政治的意見または所属が知られていることから直接標的とされ、攻撃を受け、またはその他の方法で危害に晒され得る。しかし、紛争当事者は他方の当事者と関係していると見なし得る者について広く解釈しており、そうした広い解釈には個人の家族関係、宗教的または民族的な背景、単に「親政府」または「反政府」と見なされる地域にいくに基づき解釈が含まれる。このことは、シリアで記録された戦争行為の方法・戦術に示されているが、特に、他方の紛争当事者に対する実際の支持または支持していると見なされたことが理由と言われる近隣地域全体の住居やその他の文民インフラに対する組織的な包囲攻撃・爆撃・奇襲・略奪などによって示されている。集団的処罰 (collective punishment) の形態とも描写されるこれらの行為は、紛争のあらゆる当事者が一部の市民に加えているその他の人権侵害や虐待に関する一貫した信頼できる報告と相俟って、シリア市民は実際の政治的意見または帰属された政治的意見に基づく十分に理由のある恐怖のためにシリアを逃れた可能性が高いことを示している。さらに、シリアの民族的・宗教的少数派集団が紛争に巻き込まれることが増えており、紛争は派閥的な性質を増している。少数派コミュニティの構成員は、(帰属された) 政治的意見や民族・国籍・宗教のために十分に理由のある恐怖を有する可能性がある。個別ケースの事情によっては、特定の社会的集団の構成員であることも条約上の根拠として関連し得る。近隣地域全体への攻撃や市民に影響を与える集団的処罰の例については、例えば、United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, *Urgent debate on the human rights situation in Syria - Opening Statement by Ms. Navi Pillay, High Commissioner for Human Rights, Geneva, 29 May 2013*, <http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=13372&LangID=E> (シリアにおける人権状況に関する緊急議論—ナビ・ピレイ国連人権高等弁務官による冒頭陳述) における「政府軍および関連民兵は、反政府勢力に賛同していると見なされた市民に対する集団的処罰行為を行なっていると報告されている」との発言 (および「集団的処罰の過激な行為の様式」への言及) を参照のこと。シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

条約上の理由と（その恐れている迫害の）因果関係は、紛争の当事者の一方と彼らとの直接的・間接的、実際のまたは認識された(perceived)関係に見いだされる。ある個人が難民の要件を満たすためには、「個別に把握された (singled out) 」という意味で個別に既に起こった迫害の標的とされた、または、個別に標的とされるおそれがあるといった要件は存在しない。シリアから逃れたシリア人およびシリアに常居所を有する者は、例えば、近隣を支配しているのが誰であるか、または、住んでいた村がどこであるかによって、あるいは、紛争の特定の当事者と関係しているまたは関係していると見なされる宗教的または民族的な少数派に所属しているために、帰属された政治的意見を理由とした迫害の危機に瀕しているかもしれない。

15. 1951 年条約の認定要件を満たさないケースは益々例外的となっているが、そのようなケースでは、地域的な難民保護文書が規定するより広義の難民の要件<sup>57</sup>、その他の形態の国際保護<sup>58</sup>、普遍的または地域的な人権規範から派生する送還からの保護<sup>59</sup>または国内法基準に基づく送還からの保護が考慮されなく

---

も「集団的処罰」に言及しており、「政府軍は戦争の武器として自由の剥奪を使用し続け、武装反政府勢力を支持している」と見なされる地域を集団的に処罰し続けている」と述べている。同委員会が 6 月に発表した報告書の第 64 段落および第 69 段落を参照のこと。The Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic, *Report of Commission of Inquiry on Syria*, A/HRC/23/58, 4 June 2013, <http://www.refworld.org/docid/51aee9484.html> (シリア調査委員会報告)。

<sup>57</sup> 地域的な難民認定基準については、アフリカ統一機構「アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定する条約(『OAU条約』)」(1969年9月10日)(原文:Organization of African Unity, *Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa ("OAU Convention")*), 10 September 1969, 1001 U.N.T.S. 45, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b36018.html> ; *Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama*, 22 November 1984, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b36ec.html> (中央アメリカ、メキシコ、パナマにおける難民の国際保護に関する会議難民に関するカタルヘナ宣言) ; Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO), *Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees ("Bangkok Principles")*, 31 December 1966, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3de5f2d52.html> (難民の地位と処遇についてのバンコク原則(『バンコク原則』))を参照のこと。

<sup>58</sup> 補完的保護については、European Union: Council of the European Union, *Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Refugees or as Persons Who Otherwise Need International Protection and the Content of the Protection Granted*, 19 May 2004, 2004/83/EC, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4157e75e4.html> (難民又はその他の国際的な保護を必要とする者としての第三国国民又は無国籍者の資格および地位ならびに付与される保護の内容に関する最低基準に関する 2004 年 4 月 29 日の理事会指令 2004/83/EC) を参照のこと。

<sup>59</sup> 「拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約」(1984年12月10日の総会決議 39/46 に基づき採択および署名、批准、加入のために開放、第 27 条 1 項にしたがい 1987 年 6 月 26 日に発効) (<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CAT.aspx>) ; 「市民的及び政治的権利に関

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

てはならない。

### リスクとなる経歴

16. シリアから逃れた庇護希望者の申請が確立された庇護または難民認定手続きにしたがって個別に判断される場合、UNHCRは、以下の経歴のいずれかまたは複数を持つ者は、個人が除外条項の適用（第 17 段落を参照）に該当しない限りにおいて、1951 年条約にいう国際保護を必要とする可能性が高いと考える。難民申請者が過去に迫害を受けている場合、当該申請者が晒されたあらゆる過去の迫害について特別な配慮が必要である。<sup>60</sup>

I. シリア政府に実際に反対している者または反対していると見なされる者。これには、政治野党の党员、人権・市民社会活動家、抗議活動参加者、政府に反対している（と見なされる）都市近郊・村・町に居住する市民、軍からの離脱者・脱走者、兵役拒否者、政府反対派（と見なされる者）の家族および関係者が含まれるが、それに限られるものではない。

II. シリア政府を実際に支持している者または支持していると見なされる者。これには、例えば、政府役人、政府を支持している（と見なされる）都市近郊・村・町の市民、政府支持者（と見なされる者）の家族が含まれる。

III. 武装反政府グループおよびクルド武装グループの実質的な支配下にある地域において、それらの武装グループに反対している（と見なされる）者。

IV. 特にジャーナリストおよびその他のメディア関係者（市民ジャーナリストやブロガーを含む）、医師およびその他の医療従事者、研究者、芸術

---

する国際規約」（1966 年 12 月 16 日の総会決議 2200A (XXI) に基づき採択および署名、批准、加入のために開放、第 49 条にしたがい 1976 年 3 月 23 日に発効）（<http://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/ccpr.aspx>）；「欧州人権条約（人権および基本的自由の保護のための条約、ローマ、4.XI.1950）」（[http://www.echr.coe.int/Documents/Convention\\_ENG.pdf](http://www.echr.coe.int/Documents/Convention_ENG.pdf)）など。

<sup>60</sup> 以下のガイドラインの第 26 段落における過去の迫害の影響に関する関連意見を参照のこと。UN High Commissioner for Refugees, *Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3f2791a44.html>（国際保護に関するガイドライン第 4 号：難民の地位に関する 1951 年条約・1967 年議定書第 1 条 A (2) の文脈における「国内避難・移住の選択可能性」）。



UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

家、人権擁護活動家および人道援助関係者などの専門家。

V. 宗教的集団（スンニ派、アラウィ派、シーア派、キリスト教徒、イスマール派、ドルーズ派）の構成員<sup>61</sup>およびイスラム主義の反政府グループによってシャリア法に反すると見なされる者。

VI. クルド民族およびその他の少数民族。

VII. シリア国内に以前の常居所を有していたパレスチナ難民。

VIII. 性暴力、若年・強制結婚、家庭内暴力、「名誉犯罪」、性的搾取の被害者またはその危機に瀕している女性および少女。とりわけ、男性による保護のない女性。

IX. 子どもに特有な暴力の形態、若年・強制徴兵および教育へのアクセスの系統的な否定の被害者である子どもまたはその危機に瀕している子ども。

X. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの性的指向を持つ人々および伝統的なジェンダーの概念と一致しない者（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス (LGBTI) の人々)。

XI. 人身取引の被害者および人身取引の危機に瀕している者。

#### 除外条項の検討

17. 庇護を申請するシリア国民またはシリア国内に常居所を有する者の中には、1951年条約第1条Fにいう除外対象行為に関与した個人がいる可能性がある。

---

<sup>61</sup> 宗教的少数派集団の構成員は、(認識された)シリア政府、政府軍および関連民兵への支援または所属を理由とした脅迫・威嚇、誘拐、拷問・略式処刑の対象とされていると報告されている。これまで、宗教的少数派の構成員に対する攻撃は概して政治的動機によるものと見られているが、被害者の宗教的背景がその政治的意見を判断する際の唯一の基準となっている可能性がある。また、少数派集団が宗派上のアイデンティティーを理由に標的とされたとの報告が増えている。例えば、Amnesty International, *Syria: Summary killings and other abuses by armed opposition groups*, 14 March 2013, MDE 24/008/2013, <http://www.refworld.org/docid/514304f42.html> (シリア：武装反政府グループによる略式殺害およびその他の虐待) 3頁を参照。スンニ派は、スンニ派イスラム教主義政党またはサラフィスト政党への所属(所属していると見なされること)またはムスリム同胞団・アルカイダなどの武装グループへの所属(所属していると見なされること)を理由に、政府軍および関連民兵による逮捕、隔離拘禁、拷問・その他の形態の不当な取扱い、超法規的・略式処刑の標的とされていると報告されている。複数の事例では、宗教混合地域に住むスンニ派が宗教上のアイデンティティーを理由に意図的に標的にされていると報告されている。例えば、United States Department of State / Bureau of Democracy, Human Rights and Labor, *Syria 2012 International Religious Freedom Report*, 20 May 2013, <http://www.state.gov/documents/organization/208624.pdf> (信仰の自由に関する国際報告書(2012年度版)ーシリア)の6頁を参照のこと。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

<sup>62</sup> 除外条項の検討は、とりわけ、市民に対する攻撃、殺人、拷問・その他の形態の不当な取扱い、誘拐・人質行為、性暴力などの暴力行為に参加した可能性のあるケースで必要となり得る。<sup>63</sup> また、除外条項は、1951年条約第1条Fの対象となる人権侵害・その他の行為に紛争勃発前に関与した可能性のあるケースでも検討され得る。<sup>64</sup> そのようなケースでは、国際難民保護からの除外の対象となり得る犯罪への個人の責任に関するあらゆる問題について、慎重に審査することが必要となるだろう。武力紛争への参加自体は、除外の根拠とはならない。同様に、単にあるグループまたは組織の構成員であることは、除外の十分な根拠とはならない。個別化された評価がすべてのケースにおいて要求される。

#### 帰還、強制送還の猶予期間および後発的理由 (Sur Place) による申請の審査

18. シリアの状況は近い将来、不確かなものであり続ける可能性が高いため、UNHCR は、複数の政府がシリア国民またはシリア国内に常居所を有する者（庇護申請が不認定とされた者を含む）の強制送還を一時的に停止する措置をとったという事実を歓迎する。そうした措置は、別途通知があるまでの間、有効であり続けるべきである。
19. シリアにおける発展と状況の変化に鑑みて、過去に庇護申請が不認定とされたシリア人のケースを再審査し、状況の変化の結果、後発的事由による有効な申請理由を持つ者が適切な裁決を受け、難民認定による保護および資格から利益を得られるよう確保することが適切かもしれない。このことは、後発的理由による新たな申請にも適用される。

---

<sup>62</sup> UN High Commissioner for Refugees, *Guidelines on International Protection No. 5: Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees*, 4 September 2003, HCR/GIP/03/05, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3f5857684.html> (国際保護に関するガイドライン第5号：除外条項の適用：難民の地位に関する1951年条約第1条F)を参照。

<sup>63</sup> 紛争の様々な当事者が人権侵害および深刻な国際人道法違反に関与していると報告されている。特にシリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の報告書 (<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/ICISyria/Pages/IndependentInternationalCommission.aspx>で入手可能) を参照のこと。

<sup>64</sup> 例えば、2011年およびそれ以前のアムネスティ・インターナショナルのシリアに関する年次報告書 ([www.amnesty.org](http://www.amnesty.org)で入手可能) および2011年およびそれ以前のヒューマン・ライツ・ウォッチ世界報告書 (<http://www.hrw.org/node/79288>で入手可能) を参照のこと。

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

20. UNHCR は、各国政府に対し、周辺国またはその他の国に避難したシリア人の帰還を監視し、その帰還が自由で十分に情報を得た決定に基づくものかどうかを評価するよう要請する。そうした帰還は個人または家族の事情を理由に、あるいは、援助や保護上のニーズが満たされないために起こる可能性があるが、シリアで支配的な状況に鑑みて、そのような帰還によって再入国が妨げられるべきではなく、受入国における保護・援助へのアクセスが必然的に制限されるべきではない。しかし、UNHCR は、各国政府に対し、敵対行為への参加を目的とした難民の徴集の兆候（シリアへの帰国によって証明される可能性のある）に警戒するよう要請する。この理由でシリアに帰国した者は、上記のガイダンスに基づき、戦闘員または武装要員として特定される必要があるだろう（第 13 段落）。

#### 連帯および責任分担

21. UNHCR は、シリアと直接隣接しない国々に対して、とりわけ、現在シリア周辺国が迫っている多大な負担および保護責任を共有するために、具体的で有意義な連帯表明の方法を探るよう要請する。既に深刻であった政治・安全保障・宗派・経済上のシリア紛争の波紋がシリア難民の流入によってさらに悪化しており、シリア難民の流入が周辺国を不安定化させる可能性が周辺国の一部で見られる前兆により証明されている。人道上および緊急開発上のニーズに対処するため、地域内の影響を受けた国に対する財政・その他の貢献を通じた連帯が切望される他<sup>65</sup>、人道的入国許可、第三国定住またはその他の形態の入国許可の形で連帯を示すことができ<sup>66</sup>、それには簡易化・迅速化された家族再統合、ビザ手続きおよび学生ビザ・雇用関係ビザの延長などが含まれる。UNHCR はこの点について既になされた申し出に勇気付けられているが<sup>67</sup>、他の国々にも

<sup>65</sup> UN High Commissioner for Refugees, *UNHCR and Syria's neighbours announce joint push for expanded international support for countries hosting large refugee populations*, Press Release, 4 September 2013, <http://www.unhcr.org/522747799.html> (UNHCR およびシリア周辺国、大規模な難民人口を受け入れている国々に対する国際支援拡大のための共同活動を発表) を参照。

<sup>66</sup> 例えば、UNHCR, *UN refugee agency welcomes Brazil announcement of humanitarian visas for Syrians*, 27 September 2013, <http://www.unhcr.org/524555689.html> (国連機関、ブラジルによるシリア国民に対する人道ビザ発給の発表を歓迎) を参照。また、The Federal Council, *Easing of visa requirements for relatives of Syrian nationals living in Switzerland*, Press Release, 4 September 2013, [https://www.bfm.admin.ch/content/bfm/en/home/dokumentation/medienmitteilungen/2013/ref\\_2013-09-041.html](https://www.bfm.admin.ch/content/bfm/en/home/dokumentation/medienmitteilungen/2013/ref_2013-09-041.html) (スイスに居住するシリア国民の親族に対するビザ要件の緩和) も参照。

<sup>67</sup> UNHCR は、2014 年末までに最大 3 万人のシリア難民のケースを第三国定住または人道的入国許可のために提出することを提案した。各国は、世界の他の地域出身の難民も第三国

UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *International Protection Considerations with regard to people fleeing the Syrian Arab Republic, Update II*, 22 October 2013, available at: <http://www.refworld.org/docid/5265184f4.html> [accessed 27 November 2013]

この努力に参加するよう勧奨する。

22. さらに、比較的少数ではあるがシリアの人々がシリアから直接、地域内の国々を経由して、または、さらに離れた国の海上から到着した場合、領域へのアクセスと迅速で公平な庇護手続きへのアクセスを確保し、適切な処遇および保護を確保することによっても連帯を表明することができる。身分証明書を持たずに（またはその他の不正規な方法で）到着する者を処罰しないことや難民認定に関連する権利の付与を伴う高い難民認定率に反映される保護への寛大なアプローチが必要である。一定のビザ要件を免除することや国内のプログラムの下で仕事・留学・家族・人道目的でのシリア人の入国を促進することと並んで、家族再統合の基準の適用および手続きにおける柔軟性が、現在の危機的状況下におけるもう一つの適切な連帯の形となろう。拘禁の使用に対する厳格な制限および防止手段の確立も、収容代替措置および保護申請の結果を待っている庇護希望者の状況を改善するあらゆる措置の適用と合わせて、シリアからの到着者に対する対応の重要な要素となろう。

#### 将来の動向

23. このガイダンスはシリアからの難民の到着を経験している国家のためのものであり、シリアの状況の進展に伴い、更新・拡大される。シリアから逃避する市民の国際保護のニーズに関するすべての決定は、シリアにおける安全・人権・人道的状況の最新情報に基づくものでなくてはならない。

UNHCR

2013年10月

---

定住の機会を利用し続けられるよう確保するために、既存の第三国定住の定員に追加して、シリア難民のための機会を提供するよう推奨される。現在、シリア難民の再定住／人道的入国許可の努力に参加している国は16カ国ある。執筆時点で具体的な誓約（合計で1万の再定住枠に相当）をした国は、オーストラリア、オーストリア、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルグ、モルドバ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデンおよびスイスである。さらに、米国も参加しているが、まだ具体的な数字は出していない。詳細については、UN High Commissioner for Refugees, *Finding Solutions for Syrian Refugees, Resettlement, Humanitarian Admission, and Family Reunification*, 18 October 2013, <http://www.unhcr.org/5249282c6.html>（シリア難民のための解決策の模索：第三国定住、人道的入国許可および家族再統合）を参照。